



鳥取県公報

平成14年12月3日(火)
号外第162号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(606)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(607)(＼).....	1
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正(608)(水産課).....	2
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正(609)(＼).....	3

告 示

鳥取県告示第606号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年12月3日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
略		略	
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント	市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント

鳥取県告示第607号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成14年12月3日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成14年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後					改 正 前						
中山間地域活性化資金の種類等			貸付期間	貸付利率	利子補給率	中山間地域活性化資金の種類等			貸付期間	貸付利率	利子補給率
					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合						規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
					規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合						規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工流通施設整備資金	(1)大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	13年以内	年1.2パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	12年以内	年1.2パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
			13年超14年以内	年1.3パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント					
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	14年超15年以内	年1.4パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント	14年超15年以内	年1.4パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
			13年以内	年1.45パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント	12年以内	年1.45パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	
			13年超14年以内	年1.55パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	12年超14年以内	年1.55パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント	
	(2)大企業に貸し付ける場合	14年超15年以内	年1.65パーセント以内	年0.8パーセント		14年超15年以内	年1.65パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
			13年以内	年1.7パーセント以内	年0.75パーセント		12年以内	年1.7パーセント以内	年0.85パーセント		
			13年超14年以内	年1.8パーセント以内	年0.65パーセント		12年超14年以内	年1.8パーセント以内	年0.75パーセント		
		14年超15年以内	年1.9パーセント以内	年0.55パーセント		14年超15年以内	年1.9パーセント以内	年0.65パーセント			
			13年以内	年0.95パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	12年以内	年0.95パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント	
2 保健機能増進施設整備資金	(1)大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	13年以内	年1.05パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	12年以内	年1.05パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	
			13年超14年以内	年1.15パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント					
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	14年超15年以内	年1.2パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	14年超15年以内	年1.15パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	
			13年以内	年1.2パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	12年以内	年1.2パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
			13年超14年以内	年1.3パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	12年超14年以内	年1.3パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	
	(2)大企業に貸し付ける場合	14年超15年以内	年1.4パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント	14年超15年以内	年1.4パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
			13年以内	年1.45パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント	12年以内	年1.45パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	
			13年超14年以内	年1.55パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	12年超14年以内	年1.55パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント	
		14年超15年以内	年1.65パーセント以内	年0.8パーセント		14年超15年以内	年1.65パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
			13年以内	年1.2パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	12年以内	年1.2パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.2パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.3パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		

鳥取県告示第608号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成14年12月3日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成14年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年1.2パーセント	略	年1.3パーセント	略

鳥取県告示第609号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成14年12月3日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成14年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第6号の資金	年1.825パーセント	略	規則別表第6号の資金	年1.925パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年1.7パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年1.8パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.7パーセント	略		年1.8パーセント	略	

